

政府は中高年のひきこりと高齢化する親に対し、「家族丸ごと」で支援する体制の整備に乗り出す。

現状では行政の縦割りのため複雑化する家庭内の問題に対応できていない実態を踏まえ、社会福祉法を改正して相談窓口の一体化や関係機関の連携を強化する方針である。

内閣府が今年公表した初の全国調査では、40～64 歳の中高年のひきこもりが推計 61 万 3000 人に上った。2015 年の調査での 15～39 歳の推計 54 万 1000 人を上回っており、80 代の親が 50 代のひきこもりの子を支える「8050 問題」も深刻化している。

現在の自治体の相談支援体制は、ひきこもりで生活困窮の恐れがあれば「自立相談支援機関」、高齢者には「地域包括支援センター」、障害があれば「基幹相談支援センター」などと、別々の機関が対応している。

介護が必要な高齢者宅を民生委員などが訪問したら、中高年でひきこもっている子が家にいたというケースが増えているという。しかし、制度や財源が縦割りで、適切に対応できていない。

政府は、現在は自治体の努力義務にとどまっている包括的な相談支援について、推進のための事業を創設するなどの社会福祉法改正案を来年の通常国会に提出する方向で検討を始めた。自治体の規模や状況に応じて、1 つの相談窓口で高齢者やひきこもりなど家族の問題に丸ごと対応する「ワンストップ化」か、関係する機関が連携して対応する仕組みを作るという。

厚労省は 2016 年度から、「断らない相談支援」を目指し、総合的な支援のモデル事業として「相談支援包括化推進員」を一部の自治体に配置して、効果を上げている。同様の仕組みを全国に広げたい考えだ。

(2019/06/22)